

ムスリム同胞団と コ-optationの政治

浜中 新吾

-
- I．はじめに
 - II．体制存続とコ-optation
 - III．事例研究
 - IV．結論

Muslim Brotherhood and Co-optation Politics

HAMANAKA Shingo

This study explores the regime-survival mechanism in the political scene of the Middle East. The author studies the rentier-state model, the typology of authoritarian regimes, and various models of regime changes with equilibrium, in order to examine not democratic but authoritarian success. Drawing inferences from such regimes, however, does not answer the following question: why do authoritarian regimes tolerate the existence of opposition parties and permit them to participate in legislative institutions? Co-optation may be the key to the answer.

According to various sources, the concept of co-optation is used only to include the opposition in the decision-making process. Using co-optation as a basis, [Gandhi and

Przeworski 2006] and [Gandhi 2008] described the formal model and the manipulated mathematical model of political process. The model has a game-theoretic constitution with two key players: the authoritarian government and the opposition. This is the “leave it or take it” approach, that is, the government makes an offer that the opposition can either accept or reject.

The Gandhi-Przeworski model gives us the following three equilibria: cooperation, cooptation, and turmoil equilibrium. In a cooperation state, the opposition does not resist and accepts the decisions of the government. This kind of equilibrium is similar to cooptation, but in the case of cooptation, the government recognizes the strength of the opposition and offers more rent and concessions to it since the autocrat constantly faces the credible threat of rebellion. In a turmoil state, the opposition will reject all governmental offers and will revolt against its autonomy. The author believes that most states are cooperation states, whereas the cooptation equilibrium has been seen in Middle Eastern countries that are in crisis. The model hypothesizes that authoritarian regimes have resorted to cooptation to avert serious crises.

This study uses the examples of Jordan and Egypt to test the above hypothesis. The case study systematically analyzes the cooptation politics of the government for the Muslim Brotherhood in a regional and historical context. This Process Tracing can explore the intricate causal relationship among preferences of players in a time-series sequence of events and the prevalent situation.

The relationship between the Jordanian Government and the Muslim Brotherhood was healthy, with the latter having supported the former throughout history. The Gulf Crisis, however, prompted the government to co-opt the Muslim Brotherhood to establish its own cabinet. This was an example of cooptation politics used to prevent turmoil. King Hussein reshuffled the cabinet soon after the Gulf War and changed his foreign policy to embark on a peace negotiation in the Middle East. The two camps' policies began to get polarized after the Jordanian-Israeli peace agreement and the IMF's suggestion of an applicable structural adjustment program for the macro economy. The greater the difference between the policies, the greater the chance of the model turning into cooptation or turmoil equilibrium, especially since the government implemented election reforms and suppressed the activities of the civil society to undermine the opposition parties.

Cooptation is an ingenious solution for crises such as those faced by the Egyptian government. The Muslim Brotherhood has also been a target of cooptation so as to legitimize legislative functions and congressional efforts in Egypt. The authority has restricted any further political participation of the opposition in order to control decision making after the crises. The Muslim Brotherhood won the last election of the People's

Assembly and became the largest opposition in the legislature in spite of the restriction. This could be regarded as democratization. However, we should interpret it as cooptation equilibrium, because the National Democratic Party remains the majority, and thus has the power to prevent the opposition from vetoing any bill submitted by the government.

In this way, it has become difficult for the opposition to make radical protests against the government after being co-opted into the formal decision-making process. Thus, we can see how authoritarianism can select cooptation from the toolbox of the governmental mechanism and use it to restrict the political power of the opposition forces in the Middle East.

I. はじめに

独裁制ないし権威主義体制を持続させるメカニズムの解明は、比較政治研究の最重要課題のひとつになりつつある。現代の中東地域は比較政治研究者にとって、世紀を超えて生きのびる独裁的な権力構造の実験室である。一方、この地で大きな存在感を示すものがイスラーム主義の運動ないし潮流である。イスラーム主義運動が一定の支持を得て政治の表舞台に立つようになると、イスラームの政治的特殊性に焦点を当てて政治体制や政治変動をリンクさせる議論が活発化した。⁽¹⁾ しかしながら、現在はむしろイスラーム主義運動を社会運動のひとつとして捉え、普遍的かつ一般的な視点から研究するアプローチが採用されるようになった。こうすることでイスラーム主義運動の普遍性と特殊性を切り分け、現象の理論化と比較可能な視点の提示が可能になるからだ。

社会運動理論を用いてイスラーム主義運動にアプローチする研究が運動を主体とする立場だとすれば、中東諸国の政府とイスラーム主義運動との関係性を研究することは運動を客体とする立場になるだろう。イスラーム主義運動を主体とする研究は実態解明を目的としたものを中心に展開されており、資源動員論のような社会運動理論の新しい成果を積極的に取り入れてさらに活発化している。⁽²⁾ 対照的に、政治体制を持続させるメカニズムを解明するために政府とイスラーム主義運動との関係性へアプローチする試みは低調である。

後者の研究が低調なのは、三つの理由が挙げられよう。まず、中東の権威主義体制の持続メカニズムに研究者の関心が寄せられたのは、ごく最近になってのことである。次に、中東政治の現状分析はイスラーム主義運動の政治参加や議会内活動に焦点を当てることで、政治的自由化と自由化後退が交錯する情勢の解説に力点を置いている。その結果、体系的な分析と理論化が後回しにならざるをえない。最後に、政治的自由化によって立法院における野党の勢力拡大がみられる一方、権威主義体制のほころびが一向に認められず、

しぶとく持続している状況がある。それゆえ研究者は一貫性と説得力を持った議論を展開することに困難をおぼえている。

本稿の目的は、中東における体制持続メカニズムの解明にある。著者はこれまでレンティア国家論、体制類型論、体制変動の一般均衡モデルならびにモデルが与える含意の事例追跡を行い、この目的を果たそうとしてきた[浜中 2006; 2007; 2009; Hamanaka 2008]。一連の研究を通じて、権威主義体制の持続には所得格差と社会的コストが大きく影響していること、そして政府はこれらの変数を一定範囲に統制することで体制変動を避けられることが明らかになった。しかしながら以上の研究は、なぜ中東諸国の政府が議会内に野党の存在を許し、一定の範囲で立法過程への政治参加を認めるのか、という問題を解明していない。イスラーム主義を掲げる野党勢力が国会で議席を有し、政治的な発言権を獲得している事実は体制存続のリスク要因と考えられる。なぜなら議会での勢力拡大が一気呵成の民主化移行、すなわち独裁体制の崩壊へと繋がりがかねないからだ。民主的に見える議会内での政党政治を非民主体制が抱えるというパラドックスはなぜ生じているのか。このパズルについて解答を試みたい。

以上の目的から、本稿では次のように議論を進める。まず政府とイスラーム主義運動の関係性を分析した先行研究を検討し、コオプテーション (cooptation; 取り込み) という概念に注目する。次にコオプテーションと体制持続のメカニズムをモデル化したガンディーとプシェヴォスキの議論を紹介し、モデルから得られる均衡状態を検討する。続いて政府によるコオプテーションの実態をヨルダンとエジプトの事例追跡によって確認し、最後に結論を導く。

Ⅱ. 体制存続とコオプテーション

1. 政府とイスラーム主義運動

中東・アラブ諸国における権威主義体制の「しぶとさ」に注目した議論が発表されるようになったのは近年のことである。その多くは政府と反体制派、とりわけイスラーム主義運動との関係性を、排除／弾圧 [Bellin 2005] とコオプテーション [Lust-Okar 2007]、社会的協定の形成 [Heydemann 2007]、ないしはレント配分による取引 [Richter 2007] といった概念によって様々な角度から記述を試みている。

一連の研究において、普遍的なモデル化という観点から傑出しているのがラスト＝オカルの研究 [Lust-Okar 2005] である。ラスト＝オカルは「体制の正当性が問われる経済的危機に直面しているにもかかわらず、反体制派が政治的自由化を求める大衆動員を行わないことがあるのはなぜか」という問いを立て、それぞれの政権が異なるタイプの競合構造 (Structure of Conflict; SoC) を採用して反体制派を排除・弾圧ないしコオプテーションをしているためだ、という答えを与えた。彼女は反体制派を在職者との政策的距離によって

穏健派と急進派に分け、反体制派の二者によるゲーム的状况を複数の制度としてフォーマル・モデル化（演繹的に導出）した。⁽³⁾ 統一型競合構造 (Unified SoC) では反体制派が単独で政府と競合するよりも穏健派と急進派が協力する方が低コストになる。これに対して分断型競合構造 (Divided SoC) の場合、単独で競合するコストのほうが団結する場合よりも低くなる。統一型競合構造を採用したフサイン国王時代のヨルダンでは、1980年代の経済危機に際してムスリム同胞団らの野党勢力は団結し、政治的自由化を求めた。これに対し分断型競合構造を採用したエジプトのムバーラク政権だと、経済危機にもかかわらず反体制派は大衆動員のために団結することはなかった、という解釈になる。

ラスト＝オカルの競合構造モデルは普遍性と比較可能性という点から高く評価できるものだ。しかし残念なことに、反体制派が結集した2004年のキファーヤ運動をこのモデルで説明すると大きな困難に直面する。またムバーラク政権とエジプト同胞団との関係性についても同胞団が穏健派に当たるのか急進派になるのか判然としない。穏健派であれば政治的譲歩や取り込みの対象になるはずだが、エジプトにおいてコオプテーションの対象になっているのは新ワフド党やタガンムウ党、ナセル主義党といった合法野党である。

さて [Lust-Okar 2005] の他にも [Albrecht and Schlumberger 2004]、[Lust-Okar 2007]、[Pratt 2007]、[Richter 2007] においてコオプテーションという用語がしばしば登場する。これらの論考では単に「反体制派の取り込み」を指す言葉として用いられている。しかしながらコオプテーションを独裁制・権威主義体制を持続させる戦略的手段としてフォーマル・モデル化した研究が存在する。本稿ではガンディーとプシェヴォスキによる一連の議論、すなわち [Gandhi and Przeworski 2006; 2007] および [Gandhi 2008] に依拠し、立法府における政府とイスラーム主義運動の関係性に焦点を当てて体制持続のメカニズムを解明していく。

2. コオプテーションの政治 —The Model—

物理的暴力を用いて反体制派を抑圧することでのみ権威主義体制が存続できる、との見解を示す研究者は少ない。体制の多くは何らかの非暴力的手段、たとえば法による統制や非公式な対話、および一定範囲の行動の自由を認める代わりに体制支持を求める取引などの「ソフトな手法」にも依存していることだろう。[Gandhi and Przeworski 2007: 1282] は野党勢力に対する利権配分と政策的妥協をコオプテーションと定義し、立法府を「コオプテーションの場」と捉え、政府が反体制派に議会での政治活動を許して抵抗を抑え込む政治過程を分析した。ガンディーは、議会における政党政治を行わなくてはならなくなったクウェート・モロッコ・エクアドルの三カ国をコオプテーションの具体例として挙げている [Gandhi 2008: 42-72]。

それではガンディーらによるコオプテーションのフォーマル・モデル、Gandhi-Przeworski Modelを自然言語で要約しよう。⁽⁴⁾ モデルで争点となる政策分野は問わない。集計された一般大衆の政策選好にはメディアン（中位点）が存在する。権威主義体制の支

配者（層）が持つ選好はメディアンとは一致しないものとする。野党勢力（反体制派）は国民の支持を得る必要があるためその政策選好は支配者よりもメディアンに近いであろう。こうして支配者と野党勢力の政策上の距離、すなわち政策的分極化が定義される。支配者が実行する政策と自らの政策選好との間に距離がある時、その大きさは政策的妥協と見なすことができる。

一方、権威主義体制の支配者は野党勢力を政府に協力させることによってレントを生産できる。ここで言うレントは金銭や特権といった政治的な資源を意味する。このモデルでは原油のような天然鉱物資源に支配者が依存できる場合、野党勢力に協力を仰がなくてもレントを生産できる。支配者と野党勢力それぞれの効用関数はレントと政策という二つの要素から形成されているものとしよう。二人のプレイヤーは自らの効用関数を最大化するように行動する。

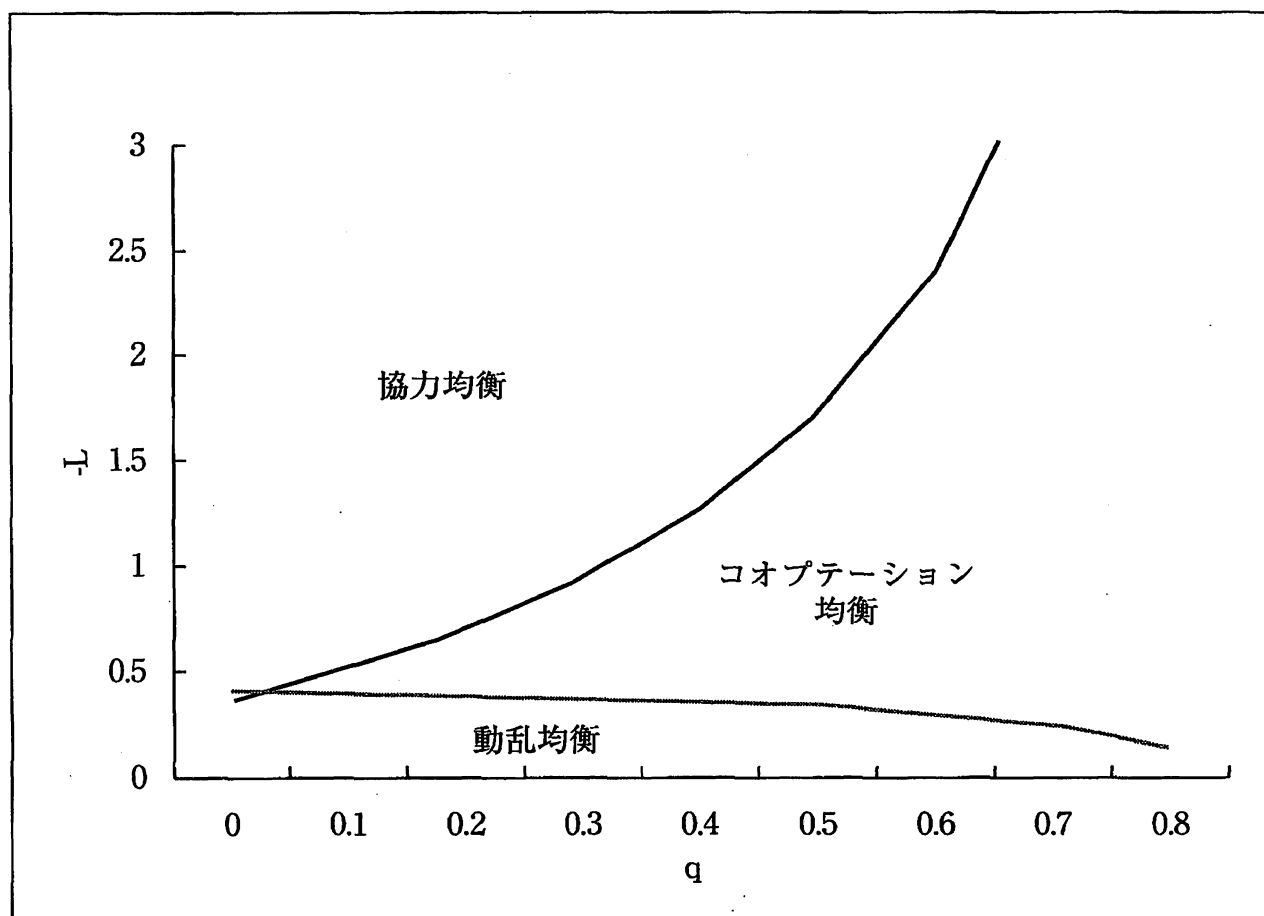
権威主義体制の支配者はレントの生産水準と政策の位置を決定し、政策的妥協とレントの取り分を野党勢力に提案する。一方、野党勢力は自らの強さ⁽⁵⁾を確認しながら体制に協力して提案を受け入れるか、それとも抵抗して支配者を打倒しようとするのかを決定する。

プレイヤーが行動する結果として、この政治ゲームには三つの均衡が存在する。一つ目は「協力均衡」である。野党勢力が支配者に対して相対的に弱い場合にこの均衡は現れる。野党勢力は支配者の提案を受け入れてゲームは終了する。二つ目は「コオペーション均衡」である。野党勢力が支配者に対して相対的に強い場合にこの均衡は現れる。野党勢力が支配者の提案を受け入れてゲーム終了となる点は「協力均衡」と同じである。しかし、このケースだと野党勢力による抵抗の可能性を支配者は恐れている。その結果、支配者は「協力均衡」の水準を超える大幅な譲歩を提案することになる。三つ目は「動乱均衡」である。野党は支配者の提案を拒否して抵抗する。確率(q)で野党勢力が勝利すれば支配者は追放され、全ての政治的権限とレントを手に入れる。一方、確率($1-q$)で敗北すれば野党勢力は封じ込められる。

図1は横軸に抵抗した場合の勝利確率(q)を、縦軸に抑圧の過酷さ($-L$)を取った場合に三つの均衡が存在する範囲を表したものである。

さて、支配者と野党勢力との政策的分極化が大きくなった場合、モデルはどのような挙動を示すであろうか。何らかの政治経済的ショックにより、支配者が一般大衆の選好と乖離した政策選好を示さざるを得なくなったとしよう。⁽⁶⁾ 図1における政策的分極化の水準を θ_1 としたとき、 $\theta_2 (> \theta_1)$ となった場合の均衡状態は図2のように変化する。2つの図から明らかなように、政策的分極化が大きくなると協力均衡の面積が小さくなり、コオペーション均衡もしくは動乱均衡になる可能性が高くなる。抑圧によって野党勢力をおさえこむことが難しくなった場合、すなわち $-L$ の絶対値（以後 $|L|$ と表記）を大きくすることができない状況を考えよう。このとき政権はコオペーション均衡によって体制の安定化を図ることになる。

図1 θ_1 の場合の $\{-L, q\}$ 空間の均衡

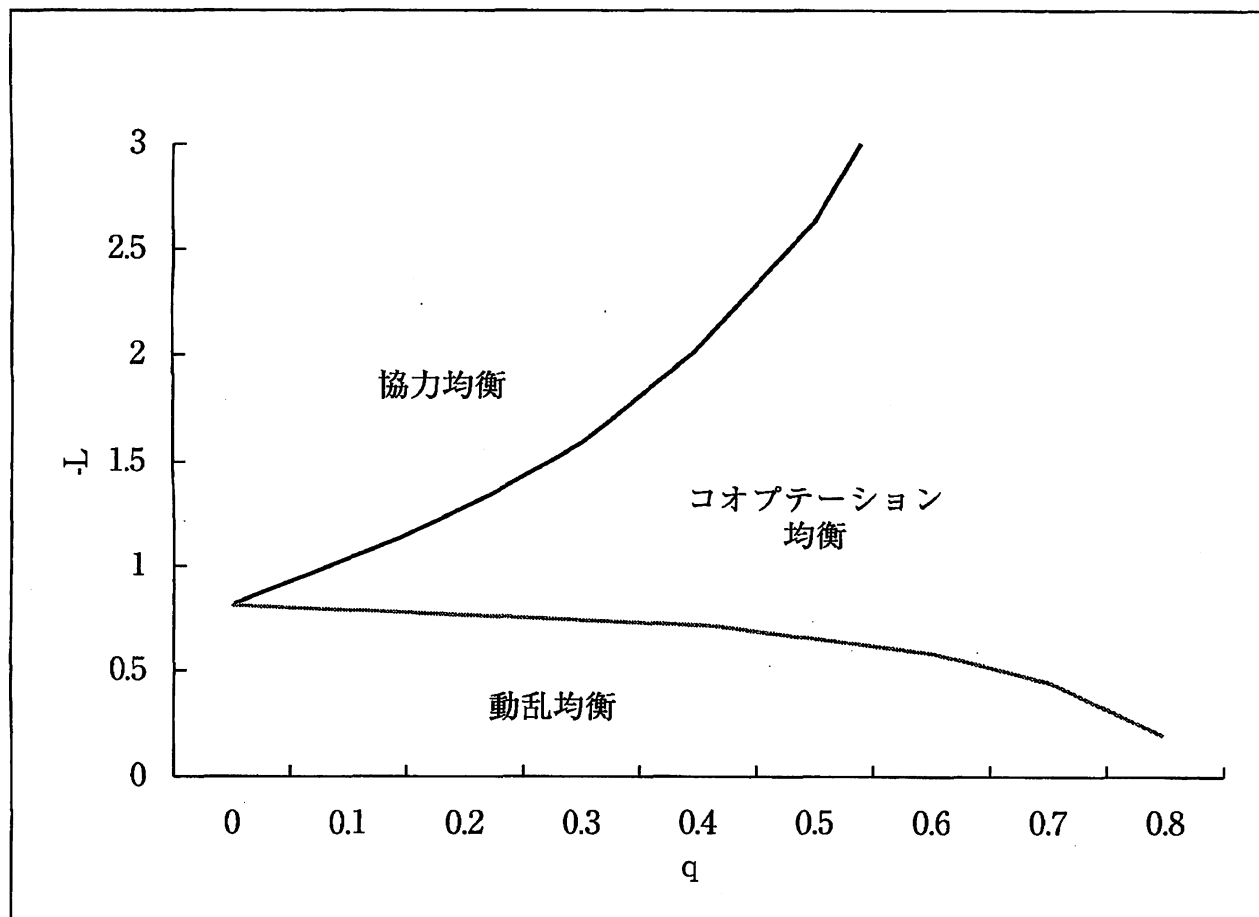


(出所) [Gandhi and Przeworski 2006]のモデルより著者作成。

ここまでの議論から Gandhi-Przeworski Modelが高い汎用性を持つことがわかるだろう。ラスト=オカルの競争構造モデルは分析に際し、反体制派が穏健派であるのか急進派であるのかを判別しなければならない。ガンディーとプシェヴォスキのモデルならば判別作業は不要である。野党勢力が一方的な協力を強いられるほど弱体であっても、政府からコオプテーションを引き出せたり、武装抵抗に訴える力を持つ場合でも分析の射程に収めることができる。

問題はモデルの示す三つの均衡、すなわちモデルの含意が実証的な妥当性を持つのか否かである。本稿ではヨルダンとエジプトという二つの事例に対して過程追跡 (Process Tracing) を行い、イスラーム主義運動—ここではムスリム同胞団—に対する政府のコオプテーションを考察する。⁽⁷⁾ フォーマル・モデルのような演繹的アプローチは、必ずしも地域的・歴史的コンテクストを保証するものではない。政治的イベントの発生順序に留意して事実関係を整理することで、集団や個人の利益や直面した状況と事件の入り組んだ因果関係を解明する過程追跡は、対象事例に分析概念を適用することの有用性を教えてくれる [George and Bennett 2005: 205-32]。

図2 θ_2 の場合の $\{-L, q\}$ 空間の均衡



(出所)[Gandhi and Przeworski 2006]のモデルより著者作成。

Ⅲ. 事例研究

冒頭で述べたように、本節ではイスラーム主義運動に対するコオプテーションの実態を時系列的に検討していく。ここではヨルダンとエジプトのケースを取り上げたい。両国はともにムスリム同胞団がイスラーム主義運動として積極的な政治参加を行っている。ヨルダンとエジプトの両政府が同胞団に議会活動を認めたことはコオプテーションとして解釈できるだろう。

1. ヨルダンにおけるコオプテーションの政治

1980年代までのヨルダン同胞団はエジプト同胞団とは異なり、政権との関係は良好なものだと言えた。現在とは異なり、フサインが王位に就いた頃の政府は王宮に対して自由度を持っていた。当時はアラブ民族主義および社会主義思想の影響力が強く、エジプトやシリア、イラクのように革命による王制打倒の可能性は現実味を帯びていた。この頃、ヨルダン王室存続の助けとなった勢力が2つあった。ひとつは南部に居住する部族勢力であ

り、もうひとつがムスリム同胞団である。両者は伝統を重視する保守的な価値観を持っているだけでなく、預言者の系譜に連なるハーシム家に敬意を払っていた。そしてエジプト同胞団がナセルに弾圧されていたことで生じたアラブ民族主義への敵意が、王室を積極的に支える動機となっていた。1957年に戒厳令が敷かれて一切の政治的活動が禁止された後も、ヨルダン同胞団は1966年に制定された社団・社会組織法に基づく社会福祉団体という形で認可され、比較的自由な活動を行うことができた。さらに同胞団幹部は王族、とりわけ国王およびハサン皇太子との個人的な付き合いによって密接な関係を保っていた [Schwedler 2007: 42-51]。

ヨルダンの転機は1980年代に訪れた。リン鉱石などを除いて天然資源に恵まれないヨルダンは湾岸諸国への出稼ぎ労働による送金と政府間の国際援助に経済を依存する「準レンティア国家」である [Moore 2004: 15-6]。1970年代のオイル・ブームの後、中東経済の成長が鈍化した影響を受けて出稼ぎ者の送金と湾岸諸国からの援助の両方が減少すると、ヨルダンは経済危機に瀕することとなった。これはエジプトと同様に「社会契約」の破綻とみなすことができるだろう [Wiktorowicz 1999: 608]。⁸⁾ 国民に耐乏生活を強いる経済構造調整を避けられないと判断した政府は政治的自由化の準備を始めた [Mufti 1999: 104]。1987年12月に生じたインティファダは国民の過半数がパレスチナ系住民であるヨルダンにも大きな影響を及ぼした。1988年にフサイン国王はヨルダン川西岸の主権放棄を宣言するに至る。これはヨルダン国籍を持つ西岸在住パレスチナ人の選挙区問題を解決することを意味し、選挙区の範囲は占領地を除いた国内に確定した。

1989年4月18日、南部の都市マァーンで暴動が発生した。これは、国際通貨基金の債務返済繰り延べの条件として合意した燃料とタバコならびに日用品の価格引き上げに対する不満の表明であった。暴動は数日中に全国へ展開し、医者や弁護士、専門職業人から成る市民団体組織はリファーイ首相の辞職を求めた。外遊から帰国したフサイン国王は(シャリーフ・ザーイド・イブン・) シャーキルを首相に任命し、事態の収拾に当たる。暴動の発端がマァーンだったことはヨルダンによって大きな意味を持っていた。なぜなら南部は現体制を支持する部族勢力の居住地域だったからだ。この暴動は体制支持派による異議申し立てであり、ヨルダン王制は何らかの形で彼らの要求に答える必要があった。

国王は首相をはじめ内閣と宮廷の主だった人物を集め、今後進められる政治的自由化の範囲と速度について話し合いをさせた。アラディン中央情報局長とカースィム外相は経済改革の一時棚上げを主張して選挙に難色を示し、暴力拡大回避のために早期の選挙実施が不可欠だとするマサダ内相およびイズディン首相府担当相と意見が対立した。シャーキル首相とヒンダーウィ宮廷長およびアブオデフ宮廷相談役は明確な態度を示さなかった。議論を聞いていたフサイン国王が最終的な判断を下し、早期選挙の実施案が採用された [Mufti 1999: 105; Schwedler 2007: 48-50]。

ヨルダン同胞団は総選挙実施に傾く動向にいち早く対応し、内部での協議を経て正式に選挙への参加を決定した [吉川 2007: 94]。戒厳令の施行下でなおかつ政党活動が認められ

ない中、同胞団は無所属候補を公認する形で選挙戦に挑んだ。11月の選挙によって公認候補29名のうち22人が当選する。同胞団以外でもイスラーム主義勢力が10議席を獲得し、選挙後に2名の当選者が同胞団系の院内会派に加わったため、全80議席中34議席という最大勢力を占める結果となった[吉川 2007: 94-5]。それだけではなく、同胞団は下院で中道および左派系無所属議員からの支持を得ることも可能だった。彼らは同胞団の選挙協力によって接戦を制しており、次期選挙での再選を考えるとイスラーム主義勢力を積極的に支持するか、少なくとも中立を保つことを望んだ[Baaklini, Denoeux, and Springborg 1999: 152]。

1989年総選挙で採用された制度は連記投票制であった。これは複数の定数を持つ選挙区の有権者ならば、定数の上限まで投票を行える制度である。選挙制度論の分類によると連記投票制は多数代表制に含められるが、多くの国では小選挙区制すなわち定数1の単記投票制を採用している。ヨルダン王国が連記投票制を採用した理由として[Mufti 1999:107]は次のように説明する。「有権者に候補者選択を一人に強いることは、部族内部の対立をあおりかねず、政府の統治メカニズムとして有用に機能するパトロン－クライアント関係を損なう恐れがあった」。選挙の結果が急激な政治的変化を引き起こさないよう、選挙区ごとの定数割り当ても慎重に設計された。人口で多数派を占めるパレスチナ系有権者の代表があまり選出されないように、都市部は過少に代表されるよう、地方は人口に比して過大に代表されるよう割り当てられている。しかしながらこの連記投票制はムスリム同胞団を利する結果を導いた。

選挙後、フサイン国王は中央情報局出身のムダール・バドラーンを首相に指名し、組閣させた。バドラーン首相は中央情報局と対立関係にあった野党に国会運営を阻まれ、結果として最大勢力のムスリム同胞団にいくつかの政策的妥協を行った。具体的には、アルコールの流通や公共消費を規制する法律の強化を確約したことである。これに加えて、バドラーンはイスラーム式教員養成機関の新設と国内の大学にイスラーム法の研究部門を設置する約束をした。こうしてようやく内閣は下院での信任を取り付けることができた[Baaklini, Denoeux, and Springborg 1999: 151]。

1990年8月にイラク軍がクウェート領内に進攻し、首都を制圧した湾岸危機の発生、そして翌年1月に多国籍軍がイラク軍と交戦した湾岸戦争の勃発は、ヨルダン政治における転機となった。サッダーム・フサイン大統領は湾岸危機と「パレスチナ問題」とのリンケージ（連繫）を表明し、多くのパレスチナ人の支持を得た。ヨルダン政府はイラク支持の方針を固め、湾岸に展開するアメリカ軍の戦争準備を批判するに至る。ムスリム同胞団はパレスチナ解放を活動目的のひとつに掲げているため、ヨルダンの国民感情に同調して街頭での反多国籍軍運動を主導した[吉川 2007: 96]。1990年12月には同胞団幹部のアブドルラティーフ・アラビヤートが下院議長に選出され、湾岸戦争直前の1991年1月1日に5名の同胞団員が教育相・保健相・法相・社会問題相・ワクフ相のポストを得て入閣した。しかしこのバドラーン改造内閣は半年と続かず、戦争終結後の6月9日にターヘル・

アル・マスリが国王の大命降下を受けることになる [Baaklini, Denoeux, and Springborg 1999: 152; Mufti 1999: 113]。

ムスリム同胞団がバドラーン首相から引き出した約束や内閣改造時に閣僚を送り込んだこと、ならびに 1991 年に施行された国民憲章起草過程への参加と草案に「イスラームが国教であり、シャリーアが立法の主たる法源である」との文言を盛り込んだこと [Mufti 1999:115] は、重大な政策的妥協であるとみなしうる。Gandhi-Przeworski Model によって政治過程を整理すると、(1)1989 年総選挙での勝利は同胞団の勢力拡大 (q の増大) であり、(2) 湾岸危機によって政治体制そのものの力が相対的に弱まった ($I-L$ が減少)。結果としてヨルダン王制は同胞団に対してコオプテーションを行わざるを得なくなり、(3) 入閣ならびに国民憲章起草過程への参加を許すことになった。

しかしながら戦争が終結するとフサイン国王はアメリカが主導する中東和平構想に参加する方針を明確にし、同胞団の路線とは相容れなくなっていく。ヨルダンの政治的自由化は国民憲章の施行と戒厳令の撤廃、そして政党の合法化によって一応の完成をみる。しかしながら 1993 年 4 月に導入された「通信・出版法」と 8 月の下院解散時に政府が成立させた選挙法の改訂は、政治的自由化を体制変動にまで至らしめることのないように制限するものだった。⁽⁹⁾ 「通信・出版法」は政府批判を封じ込めるものであり、違反者への罰則規定が明記されていた [吉川 2007: 98]。選挙法の改訂は連記制を単記制に改めるものであり、この変更はムスリム同胞団にとって大きな意味を持っていた。

ムスリム同胞団は政党合法化に従い、イスラーム行動戦線党 (Islamic Action Party) を結成して総選挙に臨む算段であった。⁽¹⁰⁾ しかし単記制に改められたことにより、ヨルダン下院の選挙制度は単記非移譲型投票制 (Single Non-Transferable Vote) となった。日本の衆議院選挙で長く利用されたこの制度は政党システムに関するいくつかの特徴を持つ。まず選挙区の定数が複数であるため、 $M+1$ 法則によって議席を獲得できる有力候補者の数が定数 + 1 名に収斂する [Cox 1991]。これを全国規模で考えると多党制を生み出しやすい環境になる。ヨルダンでは政党が全国規模に展開できる組織力を持つことは困難であるため、政党および政党システムを弱める働きを持つことになる。次にこのことは「票割りの難しさ」という観点からも説明できる [Lust-Okar and Jamal 2002: 358]。ある政党が議会で過半数を制しようとするならば、各選挙区の定数の半数以上を獲得しなければならない。同じ党に属する複数の候補者が当選するためには、それぞれが当選に必要な最低獲得票数を得る必要がある。党本部が票割りを計画的に行うことは困難であり、失敗すれば一人の候補者に票が過剰に集中して他の候補が落選することになる。

また単記制が政党、とりわけイスラーム行動戦線党に不利に働くのはヨルダン独特の社会事情もある。先に述べたようにヨルダン社会、特に地方では部族のクライエントリズム関係が社会的交換の中心的機能を果たしている。このため選挙における候補者と有権者とのつながりが部族内部における票と利益供与の交換関係に至りやすい。候補者は地方名望家で部族の有力者であり、公職への政治的登用や開発プロジェクトの誘致を利用して集

票活動をすると言われている。⁽¹¹⁾ 連記制であれば有権者はパトロネージを期待して部族の無所属候補に投票すると同時に、政党公認候補に投票するかもしれない。しかしながら単記制だと積極的に利益誘導を行うわけではない政党を支持する誘因は小さくなってしまふ。このことはムスリム同胞団も自覚しており、修正選挙法を批判する根拠にしている。

1993年総選挙でイスラーム行動戦線党が獲得した議席数は16にとどまった。野党勢力は縮小した規模を補うために一層の協力関係を築くようになったものの、さまざまな場面で限界に直面した。立法過程では制度上、下院を通過した法案でも国王勅撰の上院によって承認されなければ廃案となる。野党勢力と政府との対立は外交政策と経済政策をめぐる一層顕著なものとなった。同年9月のイスラエル―パレスチナ和平合意を見届けたヨルダン政府にとって、イスラエルとの和平は国際関係の安定と開発援助の再開を意味した。同胞団にとって聖地の占領者との和平は受け入れられない事態であり、国民世論の後押しを受けて強い反対姿勢を示した [Schwedler 2007: 54]。

1996年に政府は「バラ色の経済成長路線」で糊塗した国際通貨基金の構造調整プログラムに着手し、下院で食糧補助金撤廃についての議論が進められた。ここでも政府とイスラーム行動戦線党は対立を深めた。8月16日の会期終了の際、パンと飼料への補助金停止によってカラクの山岳地で大規模な暴動が発生し、アンマンの一部地域と南部の都市でもデモ活動が展開された [吉川 2007: 102; Schwedler 2007: 55]。

ここまでの政治過程を Gandhi-Przeworski Model によって整理すると、外交政策と経済政策をめぐる政府と行動戦線党との対立は政策的分極化の増大 (θ の増加) と捉えることができる。政策距離が増大すると図1から図2のように均衡の臨界曲線がシフトし、動乱均衡とコオプテーション均衡の面積が増大する。ここで野党勢力が強力、すなわち q が大きいと $|L|$ が小さければ、政府はコオプテーションを図って体制維持に努めるか、野党勢力が抑圧をものともせず政府と武装闘争を展開する動乱均衡へと向かうだろう。しかしながら選挙の結果、イスラーム行動戦線党の勢力は縮小しており、政府は政策的妥協を行わずとも体制を維持できるだけの力を回復していた。

[Wiktorowicz 1999: 610-11] によって紹介された複数のエピソードは1996年以降、当局による野党勢力への抑圧が強まったことを物語っている。王国における女性の権利を研究する「女性学研究センター」にて、1997年総選挙における女性候補者の推薦について講演したところ、センターの指導者層がムハバラート（治安当局）に拘束された。イスラーム文化協会が主催する講演では、エジプトのイスラーム主義イデオログであるサイイド・クトゥブについて講師が論じたところ、数日後ムハバラートが捜査にやってきた。著名なイスラーム主義活動家ライス・シュバイラートがカラク文化フォーラムで行った講演の中で政府批判をした。後にフォーラムのメンバーが新団体を設立しようとした時、文化省がフォーラムとは重複しない新しい運営委員会の設置を求めた。メンバーはこれを拒否したので新団体は設立できなかった。カラク文化フォーラムも後に閉鎖されてしまう。こうした言論弾圧や市民運動活動の監視は Gandhi-Przeworski Model における $|L|$ の増加

だとみなすことができる。

1997年にイスラーム行動戦線党は選挙への出馬をボイコットした。この結果、ムスリム同胞団は公的意思決定過程におけるプレゼンスを失うことになった。ボイコット戦術は選挙の政治的正当性を傷つける目的で行使されるものの、中東地域において野党勢力が期待する効果を挙げた前例は全くと言っていいほどない。⁽¹²⁾ イスラーム行動戦線党は2003年以降に選挙プロセスへ復帰したものの凋落傾向に陥ってしまい、⁽¹³⁾ 2007年選挙では総議席数110のうち6議席しか獲得できなかった[北澤 2008b]。こうしてヨルダン同胞団はコオプテーションによって拡大した勢力を維持できず、協力均衡へと追いやられてしまったのである。

2. エジプトにおけるコオプテーションの政治

王政時代、ムスリム同胞団と自由将校団は協力関係にあったが、革命後のナセル政権期に関係が一転し、同胞団は弾圧を受けることとなった。政府との抗争の結果、壊滅したと思われていたエジプト同胞団はサダト政権期に息を吹き返す。ナセルの急死によって大統領になったサダトは、早急に自らの権力基盤を固める必要に迫られていた。その際、政敵のアリー・サブリーが左派に属していたことやナセル主義者を排除する必要から、経済自由化の成功と伝統的な価値観への回帰、すなわちイスラームを正当性獲得の手段として利用した。エジプト同胞団にとっては収監されていたメンバーの釈放によって、組織としての復活を遂げたのである[横田 2006: 93-7]。

サダトが政権の正当性を担保する次の手段として複数政党制の導入を図った際、ムスリム同胞団にもマナービル(政治団体諸派)への参加を呼びかけた。同胞団が参加を拒否すると、政府は社会問題省の管理下にある慈善団体として登録するように求めた。政府の統制下に入ることを同胞団が拒むと、最高指導者のウマル・ティリムサーニーを上院議員に任命してもよいと懐柔してきた[Al-Awadi 2004: 14-5]。サダトによる一連の懐柔策は、そのすべてを拒否したものの、同胞団が政権の正当性を受容するという形で結実した。一方のムスリム同胞団側は、半ば公然に活動を再開できるようになっただけでなく、1970年代のイスラーム復興現象の波に乗って活動範囲を拡大することができた。

エジプト同胞団の最も基本的な政治的主張をひとつだけ挙げるならば、それは「イスラーム法の実施」ということになるだろう。「イスラーム法の実施」をめぐるのは、1971年憲法の制定においてイスラーム法の位置づけが明文化されてから、サダト政権期における重要な政治的争点であり続けた。71年憲法において「イスラーム法の諸原則は立法の主たる源泉のひとつ」と位置づけられたが、翌年にはアズハルのウラマーがイスラーム法の実施のための法典化を法相に要求した。これを受けて法務省は法典化のための準備を開始した。1977年にはアズハルに設置された「制定法をイスラーム法に適合するよう改正するための高等委員会」が刑法改正案を人民議会の本会議や法制委員会、内閣に提出している。その後、この委員会はイスラーム法を反映させたさまざまな法案を作成する[飯塚

1993: 49-56; 小杉 1994: 243-6]。最終的に1980年5月の憲法改訂で「イスラーム法は立法の主要な源泉」とされるに至った。[Lust-Okar 2007: 54]はこうした一連の譲歩をサダト政権が穏健派イスラーム勢力に対して行ったコオプテーションであると位置付けている。

1978年のキャンプ・デービッド合意と翌年の大統領令「私的關係法（ジーハン法）」は当時のエジプトにとって大きな転換点となった。ムスリム同胞団は国家としてのイスラエルの存在を認めず、和平交渉に強く反対していた。このためキャンプ・デービッド合意の締結とイスラエルとの国交樹立をサダト政権の失政として同胞団は厳しく批判した。女性の結婚と離婚における権限を拡大した私的關係法はイスラーム法に反するという見解が強く、政府とイスラーム勢力との関係を一層悪化させた。1980年の憲法改訂に至るまで、両者は何らかの政策的妥協点を見出す必要性に迫られていた。しかしながら憲法改訂は状況を打開するには至らず、翌81年にはティリムサーニーをはじめとする同胞団メンバーや野党議員らが一斉検挙されてしまう[飯塚 1993: 58-9; 横田 2006: 98-9]。

サダト暗殺後に政権を引き継いだムバーラクは、その統治期間を前任者の誰よりも長く持続させている。ムバーラクが依って立つ正当性の基盤は「法の支配」に従う合法性だった。スエズ危機によってカリスマ性を獲得したナセルやイスラームという伝統性に依拠したサダトとは異なり、前政権の副大統領だったムバーラクは大統領職を後継した根拠を法的正当性に求めた[Al-Awadi 2004: 11]。「法による統治」がムバーラク体制の長期存続に貢献している一例として、共和国憲法第148条に定められた「緊急事態令」の存在を挙げることができよう。ムバーラクは就任直後に緊急事態令を制定し、集会・結社・言論の自由が制約された。この緊急事態令は直近の2008年5月においても人民議会で延長が決定され、いまだ効力を持ち続けている。⁽¹⁴⁾

[Al-Awadi 2004: 12]によれば、ムバーラク政権が持つ正当性の特質はその多様性にあるという。政権の正当性は通常大統領選挙によって合法的に担保されているが、状況に応じて社会の様々な階層や集団からの要求に対応することや宗教的権威に依拠することでも獲得される。そしてこの多様性が政権の長期化を支えていると考えられる。この特質を形成したと考えられるエピソードのひとつとして、本稿では4回にわたって反体制派との協議を試みた「国民対話(National Dialogue)」を採り上げたい。一見、政治活動を制約する緊急事態令とは矛盾する国民対話のプロセスは、政権の持つ正当性をどのように多様化させたのであろうか。

[今井 2008]はムバーラク政権下における国民対話を詳しく紹介している。これによれば、1981年から83年に第1回（協議回数11）、1994年に第2回（協議回数20）、1996年に第3回、そして2005年に第4回（協議回数6）の国民対話が実現している。対話の議題は各政治団体が重要視する経済問題と政治改革である。国民対話は国家レベルで対応すべき重大な危機に直面したと思われる際に、政府から野党や専門家集団、労働組合組織、NGOなどに呼びかけられて実現している[El-Din 2003a]。人民議会において十分な議席を持ち得ない野党勢力に、異議申し立てを可能にした場が国民対話だった。1984年と87

年の人民議会選挙で比例代表制が導入されたのは、国民対話における野党の意向があつてのことだった[今井 2008: 82]。

国民対話が注目される理由は、この場で重要な政治改革の取り決めがなされるためだ。2005年の第4回国民対話でも焦点となったのは大統領の選出方法の変更に伴う憲法修正問題だった。国民対話の開催提案は2003年の国民民主党大会でムバーラク自身がおこなった。その後、国民民主党のサフト・エル・シャリーフ幹事長とカマル・エル・シャズーリ副幹事長が準備会合を開催した。本会合は2005年の1月から開催され、新ワフド党、タガンムウ党、ナセル主義といった合法野党がこれに参加した[El-Din 2005a]。この前年に主要野党が独自の政治改革プログラムを準備し、26の市民団体が呼び掛けに参加して「変革のための民衆運動」、いわゆるキファーヤ運動が開始されていた[El-Din 2004; 横田 2005a: 41-2]。

当初、国民対話では大幅な憲法修正を議題にしないことで与野党は合意していた。にもかかわらず、2月26日にムバーラクが大統領選出に関する憲法第76条の改訂について提案を行った[横田 2005b: 68; 今井 2008: 86]。これ以降、大統領候補者資格の論議や関連法令(政党法、政治的権利法、人民議会法)の修正、選挙管理委員会の構成、選挙プロセスに対する司法と内務省の介入などが議論された[El-Din 2004; 2005b]。しかしながら国民対話の主導権は国民民主党側に握られており、野党側はキファーヤ運動のインパクトを交渉力に転換することができなかった。最終的に野党勢力は憲法第76条修正に関する国民投票のボイコットを呼びかけるに至り、新ワフド党、タガンムウ党、ナセル主義党の3党は国民対話の第6回会合までボイコットした。こうして第4回国民対話は与党が主導する政治改革に対し、野党勢力からの合意を取り付ける手段として利用される「茶番劇」に終始したのだった[El-Din 2005c]。

[今井 2008]は国民対話を「在職者が自らに有利な制度設計をする場」とであると解釈する。これは反対勢力を制度設計のプロセスに巻き込み「合意を取り付けた」という体裁を施すことで、権威主義体制を持続させる「協定」に正当性を与えるものと捉えているようだ。本稿では政権が新たな正当性を作り出すため、人民議会に議席を持つ野党に試みた政策的妥協として国民対話を解釈してみたい。

体制側が国民対話を試みる際、開催を提案する何らかの動機が存在する。第1回目はムバーラクの就任直後であり、早急に正当性を確立させる必要に駆られていた。第2回目と第3回目は湾岸戦争後のイスラーム過激派による暴力の嵐と治安機関による抑圧とが交錯する時代であり、治安維持を優先して政治的自由化の後退を社会に認めさせねばならなかった。そして第4回目は9.11以降、急激に強まったアメリカの中東民主化政策への対応としての大統領選挙の複数立候補制導入が背景にある。また政権の長期化に伴う正当性の減衰ならびに大統領職の世襲に対する社会の反発も無視できない要因だと言えよう。⁽¹⁵⁾

Gandhi-Przeworski Model をエジプトの政治過程に適用してみよう。まず国民対話を図る直前に、政府は野党との妥協を模索せざるを得ない政治改革問題に直面している。全

面的な抑圧によって反体制派を封じることが困難であると同時に、抑圧が正当性を削り取る恐れが強い場合、一層の政策的妥協をしてコオプテーションを図る誘因が政府に生じる。これは図1でみた場合「L」の低下として表現できる。第4回国民対話では主要野党が国民投票のボイコットを呼びかけたにもかかわらず、新ワフド党からはヌウマーン・ジュムア党首が、明日党も党首のアイマン・ヌールが大統領選挙に出馬した[横田 2005a: 70]。多くの制約が課されたためにムバーラクの再選が自明視される大統領選挙ではあったが、複数立候補制への移行は野党勢力の民主化要求に対するコオプテーションだと見なしてよいだろう[横田 2008: 11]。

これら合法野党とは異なり、ムスリム同胞団は非合法状態に置かれている。一連の国民対話においてもムスリム同胞団は一貫して参加を拒否された。⁽¹⁶⁾ 第4回国民対話の準備会合では新ワフド党からムスリム同胞団も国民対話に参加させるべきとの意見が出されたものの、国民民主党は拒否姿勢を貫いた[El-Din 2003b]。

その一方でエジプト同胞団はボイコットした1990年選挙を除き、一貫して人民議会選挙に無所属として候補者を擁立し当選者を出している。Ghandi-Przeworski Modelに従えば、これもまた政策的妥協として捉えられるものの、同胞団が依然として非合法状態にあることを考えると、慎重にコントロールされたものだといえよう。

2005年の人民議会選挙で当選した同胞団系無所属議員88名は院内会派を形成し、議会の政治活動の足掛かりにできる権限を手に入れた。⁽¹⁷⁾ 12月の会期で同胞団会派のアクラム・アル・シャエール議員が保健委員会のポストを得たものの、委員会ポストの割り振りは議会勢力を反映していないとして同胞団は不満を表明した[‘Abd al-Mu ‘az 2005a; ‘Abd al-Mu ‘az 2005b]。とはいえ委員会に会派議員を送り込めたことは、具体的な政策領域に対して積極的な政策提言を行いやすくなったことを意味する。政府・与党の政策に対する批判や反対はかつてから行っていたが、⁽¹⁸⁾ 選挙によって議会勢力を拡大させてからは保健衛生分野を中心に地方開発プロジェクト、司法・政治改革、外交、⁽¹⁹⁾ 治安維持、公教育、国有資産の売却、汚職、物価上昇など広範な領域にわたる課題への質問と異議申し立てを行うようになった。2006年6月には院内会派のフセイン・モハメド・イブラヒーム副会長が他の野党と合同で政党法(1977年法令40号)の改訂法案を議会に提出した[‘Abd al-Mu ‘az 2006]。⁽²⁰⁾

その一方で、ジャーナリストの逮捕・投獄を可能にするメディア法改訂案やムバーラク大統領が起草した憲法改訂案は、同胞団会派の反対および審議拒否もむなしく議会を通過している。⁽²¹⁾ その後の国民投票で成立した改訂憲法は宗教を基盤にした団体の政治活動と政党活動の禁止、大統領候補者を擁立する権利を合法政党に限定したこと、テロ犯罪の抑止を理由とした個人の自由と権利の制限など、ムスリム同胞団対策という性格を色濃く持っていた[鈴木 2007]。こうした政権与党による議会对策のための立法を見れば、同胞団の議会進出を民主化の一里塚と評価するのはナイーブであり、むしろ政権側がイニシアチブを持つコオプテーション均衡なのだと判断できる。

サダト政権から 1980 年代のムバーラク政権の時期において、ムスリム同胞団の主要な要求が「イスラーム法の実施」であったのに対し、近年の議会活動を見ると関係する政策領域が非常に多様化している。この変化はエジプト同胞団が 1994 年に新世代派メンバーの見識を受け入れてイデオロギー面の見直しを行ったこと、そして多様な社会的ネットワークを発達させたことで「包括政党」化したためだと考えられる [El-Ghobashy 2005: 382-91]。

人民議会で最大会派を形成するにいたった同胞団は議会内の政治活動の比重を高めている。エジプト同胞団は従来から人民議会のイスラーム法施行推進活動の拠点としてきたこと [横田 2007: 23]、そして合法政党化に強い意欲を持ち、⁽²²⁾ 政権との全面対決は慎重に避けてきたこと⁽²³⁾ はコオプテーション均衡であると見なしてよい。

IV. 結論

なぜ中東諸国の政府が議会内に野党の存在を許し、一定の範囲で立法過程への政治参加を認めるのか。その理由は野党の議会進出が一種の政策的妥協であり、何らかの危機的状況に直面した政府がコオプテーションを図って体制存続に協力させることができるからだ。ヨルダンとエジプト両国の同胞団は共に立法府に議席を持ち、コオプテーションの対象にされている。

コオプテーションと抑圧／排除は両立しうる。ヨルダン政府は湾岸戦争後にパレスチナ問題への対応を変更し、国際通貨基金の構造調整政策を導入したことで同胞団との政策的分極化が顕著になった。政府は選挙制度の変更を暫定法によって実現し、政府批判を封じ込める「通信・出版法」によってヨルダン同胞団の勢力拡大を食い止めようとした。そしてムハバラートによる市民運動への抑圧と言論弾圧、そして監視は、行動戦線党と同胞団の分断に成功し、行動戦線党は凋落傾向に陥った。すなわちコオプテーション均衡によって危機を回避したヨルダン政府は、抑圧によって同胞団を協力均衡へと追い込んだことになる。

エジプト政府は政権の長期化と米国政府の中東民主化政策の推進によって国民対話を開催し、人民議会選挙プロセスの統制を緩和せざるを得なかった。しかしこの危機を一層の政策的妥協と治安当局による抑圧によって切り抜け、憲法改訂を強行して同胞団の議会活動と政治活動に法的な制約を課すことに成功した。同胞団は人民議会での実質的な最大野党会派となったにも関わらず、政党としての活動が認められないため、88 議席分の政治権力を十分享受できないでいる。

野党勢力にとって政権が仕掛けるコオプテーションは、立法過程に参加し発言権を公式に確保できる代わりに、ラディカルな反政府運動に訴えることを難しくするものだ。権威主義体制は治安当局を使った直接的な抑圧だけでなく、議会政治へのルートを限定的に開

くことでも野党勢力の力を削ぐことができる。外部の観察者の目には政治的自由化の拡大と映る政治過程の正体はコオプテーションであり、権威主義体制を持続させる埋め込まれたメカニズムとして密かに息づいているのだろう。

注

- (1) 今日あまり顧みられなくなったイスラーム政治文化論に分類される 1990 年代の研究群を指している。ここでは研究レビューとして [浜中 2002] を挙げておく。
- (2) 代表的な研究としては [Clark 2004a; 2004b]、[Wiktorowicz 2001; 2004] のほか [横田 2006] がある。包括的な先行研究紹介としては [溝渕 2008] を参照のこと。
- (3) 著者は統治メカニズムの様々な特徴を帰納的に記述するモデルよりもフォーマル化されたモデルを高く評価する。なぜならば、記述モデルは特徴を理解しやすくする以上の役目を持たず、特徴の相互関連を操作できないためである。フォーマル化されていれば、ある特徴を変数として操作した時にモデル全体の挙動を把握することが可能になる。
- (4) [Gandhi and Przeworski 2006] および [Gandhi 2008] で展開されているフォーマル・モデルの数学的議論は補論 (<http://www.e.yamagata-u.ac.jp/~oshiro/pagel.htm> よりアクセス可) を参照のこと。
- (5) 後述する q (抵抗して政府に勝利する確率) と $-L$ (抑圧の過酷さ) で野党の強さは定義される。
- (6) 具体的には構造調整政策の導入によって食糧補助金などの再配分政策が見直されたり、国際情勢の変化によって政治的自由よりも治安維持が優先されたりするなどの状況が考えられる。
- (7) フォーマル・モデルによって得られた含意を事例研究によって確認する研究手法は Robert Bates らが Analytic Narrative として確立した。[Bates, Greif, Levi, Rosenthal and Weingast 1998] および [Greif 2006] を参照のこと。
- (8) ここでいう「社会契約」とは、補助金制度による物質的利益と引き換えに国民の政治参加を制約している状況を指す。邦語による解説としては [長沢 2008] を参照のこと。
- (9) 国王の承認により、国会閉会中に暫定法を閣議決定できる権限が内閣に与えられている (憲法 94 条)。
- (10) ただし特定の社会団体と結びついてはならないとする政党法の条項に抵触しないよう、同胞団は同党との人的交流を認めつつも公式には別組織であり、財政的に分離しているとの立場を表明している。[Wiktorowicz 1999: 610] を参照のこと。
- (11) [Kilani and Sakijha 2002] および [Lust-Okar 2006] を参照のこと。
- (12) 野党勢力がボイコットを仕掛けるロジックについては [浜中 2009: 35-6] の Loyal Opposition Game が参考になる。
- (13) イスラーム行動戦線党は選挙前に体制側と談合し、立候補者の数をあらかじめ絞る取引をしている。このような体制側への協力姿勢については [北澤 2008a: 52] を参照せよ。2006 年 6 月に営まれたアルカーイダ系武装組織の指導者アブー・ムスアブ・ザルカーウィーの葬儀に 4 人の行動戦線党議員が弔問に訪れた。政府はこの弔問を問題視し、「国家に不調和をもたらした」容疑で議員の身柄を拘束した。この弔問事件が行動戦線党と政府との関係を大きく悪化させた。その

一方でヨルダン同胞団は政府に対する協力姿勢を見せ、行動戦線党との分裂が強まっているという。詳しくは[吉川 2009]を参照。

- (14) 緊急事態令以外の大権として大統領には法律と同等の効力を持つ命令を出すことができる(憲法第108条および第147条に規定)。ただし大統領令の公布には人民議会議員の3分の2以上の賛成を必要とするため、この議席数を与党で支配することに強い誘因を持つ。
- (15) 政権長期化による正当性の減衰は人民議会選挙における国民民主党公認候補の落選やキファーヤ運動という形で顕在化している。前者については[鈴木 2001]、後者については[横田 2005a]を参照のこと。
- (16) 第2回国民対話では開催の前年にムバーラク大統領から参加を促す書面を受け取ったというが、政府はこの事実を認めていない[Lust-Okar 2005:238]。
- (17) 憲法の定める規定(第126条、127条)により、議会総数の10分の1(46名)以上の議員によって首相・副首相・国務大臣・次官の不信任を提案できる。また、第129条は議員20名以上で公的問題への審議を要求し、政府の政策を明らかにしうることを定めている。現在の同胞団院内会派は憲法に定められた以上の権限を行使しうる立場にある。
- (18) 憲法第124条、125条の規定により、人民議会議員は閣僚(次官を含む)に対して質問および説明を要求することができ、閣僚は質問に答える義務がある。
- (19) イスラエルとの外交関係の見直しとこれを敵視する主張が繰り返されている。同胞団は人民議会で「イスラエルの核を抑止するためには核開発が不可欠」とまで訴えている[Adul 2007]。
- (20) 法案提出そのものは議員1人からでも可能である(憲法第109条規定)。同条は大統領にも立法権を認めている。
- (21) メディア法改訂の立法過程に関しては[Shalabī 2006]を、憲法改訂案に関しては立法憲法委員会での審議拒否を伝える[Shalabī 2007a]および議会通過時の様子を伝える[Shalabī 2007b]を参照せよ。
- (22) ワサト党の結党と認可申請に至る経緯が具体的な動きということになろう。[横田 2006: 第4章]を参照。
- (23) [横田 2006: 99]。2005年選挙においては国民民主党有力候補の選挙区で同胞団が立候補を取り下げたことで、政権との「密約」の存在さえ噂されている[横田 2007: 31]。

付記：本稿は2008年9月27日の上智大学アジア文化研究所・イスラーム地域研究拠点グループ1「イスラーム主義と社会運動・民衆運動」の合宿研究会にて報告した論文を加筆修正したものである。討論者の横田貴之氏をはじめ質問・コメントを下さった全ての方々、ならびに2名の匿名レフェリーに感謝したい。吉川卓郎氏からは資料提供のご協力とコメントをいただいた。記して感謝したい。また本稿は平成20年度文部科学省科学研究費補助金(207030111)による研究成果の一部である。

参考文献

<外国語>

- Albrecht, Holger and Oliver Schlumberger. 2004. "Waiting for Godot: Regime Change Without Democratization in the Middle East," *International Political Science Review* 25 (4) 371-92.
- 'Abd al-Mu 'az, Muḥammad. 2005a. "Intikhāb al-Shā'ar wakīlā' lilajnat al-ṣaḥḥa bil-barlamān al-Miṣrī." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=16910&SecID=250>), December 24. (2008年8月20日閲覧).
- 2005b. "al-Ikhwān ya'atraḍūn 'ilā istahūāz al-waṭanī lilajān al-barlamān." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=16914&SecID=250>), December 25. (2008年8月20日閲覧).
- 2006. "Awwal qānūn mushtarka bīn al-'ikhwān wa al-jabḥat al-waṭanī 'an tanẓīm al-'aḥzāb al-siyyāsī." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=21151&SecID=250>), June 13. (2008年8月25日閲覧).
- 'Adul, Hānī. 2007. "Nuwāb al-Ikhwān yuṭālibūna bimṭalāka al-salaḥ al-nawawī." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=26065&SecID=250>), February 1, (2008年8月23日閲覧).
- Al-Awadi, Hesham. 2004. *In Pursuit of Legitimacy: The Muslim Brotherhood and Mubarak, 1982-2000*. London: IB. Tauris.
- Baaklini, Abdo, Guilain Denoeux and Robert Springborg. 1999. *Legislative Politics in the Arab World: The Resurgence of Democratic Institutions*. Boulder: Rienner Publishers.
- Bates, Robert, Avner Greif, Margaret Levi, Jean-Laurent Rosenthal and Barry Weingast. 1998. *Analytic Narratives*. Princeton: Princeton University Press.
- Bellin, Eva. 2005. "Coercive Institutions and Coercive Leaders," in Marsha Pripstein Posusney and Michele Penner Angrist eds. *Authoritarianism in the Middle East: Regimes and Resistance*. Boulder: Rienner Publishers, 21-41.
- Clark, Janien. 2004a. "Social Movement Theory and Patron-Clientelism: Islamic Social Institutions and the Middle Class in Egypt, Jordan, and Yemen," *Comparative Political Studies* 37 (8) 941-68.
- Clark, Janien. 2004b. *Islam, Charity, and Activism: Middle-Class Networks and Social Welfare in Egypt, Jordan, and Yemen*. Bloomington: Indiana University Press.
- Cox, Gary. 1991. "SNTV and d'Hondt are 'Equivalent'." *Electoral Studies* 10, 118-32.
- El-Din, Gamal Essam. 2003a. "'Serious' national dialogue." *Al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2003/660/eg6.htm>), 16-22 October. (2008年8月13日閲覧).
- 2003b. "Gearing up for dialogue." *Al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2003/661/fr2.htm>), 23-29 October. (2008年8月13日閲覧).
- 2004. "Opposition on the offensive." *Al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2004/719/eg1.htm>), 2-8 December. (2008年8月14日閲覧).
- 2005a. "Truncated agenda for national dialogue." *Al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/727/eg5.htm>), 27 January - 2 February. (2008年8月14日閲覧).
- 2005b. "Narrowing the gap." *Al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/737/eg2>).

- htm), 7-3 April (2008年8月14日閲覧).
- 2005c. “NDP reacts coolly to boycott call” *Al-Ahram Weekly* (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/743/fr2.htm>), 19-25 May. (2008年8月15日閲覧).
- Gandhi, Jennifer 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer and Adam Przeworski. 2006. “Cooperation, Cooptation, and Rebellion under dictatorships,” *Economics and Politics* 18 (1) 1-26.
- 2007. “Authoritarian Institutions and the Survival of Autocrats,” *Comparative Political Studies* 40 (11) 1279-301.
- George, Alexander and Andrew Bennett. 2005. *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences*. Cambridge: MIT Press.
- El-Ghobashy, Mona. 2005. “The Metamorphosis of the Egyptian Muslim Brothers,” *International Journal of Middle East Studies* 37, 373-95.
- Greif, Avner. 2006. *Institution and the Path to the Modern Economy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hamanaka, Shingo. 2008. “Inequality and Authoritarianism in the Developing Countries,” *International Political Economy* 22 57-74.
- Heydemann, Steven. 2007. “Social Pacts and the Persistence of Authoritarianism in the Middle East,” in Oliver Schlumberger ed. *Debating Arab Authoritarianism: Dynamics and Durability in Nondemocratic Regimes*. Stanford: Stanford University Press, 21-38.
- Al-Khazendar, Sami. 1997. *Jordan and the Palestine Question: The Role of Islamic and Left Forces in Foreign Policy-Making*. UK: Ithaca Press.
- Kilani, Sa'eda and Basem Sakijha. 2002. *Wasta The Declared Secret: A Study on Nepotism and Favouritism in Jordan*. Amman: Jordan Press Foundation.
- Lust-Okar, Ellen. 2005. *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2006. “Elections under Authoritarianism: Preliminary Lessons from Jordan,” *Democratization* 13 (3) 456-71.
- 2007. “The Management of Opposition: Formal Structures of Contestation and Informal Political Manipulation in Egypt, Jordan, and Morocco,” in Oliver Schlumberger ed. *Debating Arab Authoritarianism: Dynamics and Durability in Nondemocratic Regimes*. Stanford: Stanford University Press, 39-58.
- Lust-Okar, Ellen and Amaney Jamal. 2002. “Rulers and Rules: Reassessing the Influence of Regime Type on Electoral Law Formation,” *Comparative Political Studies* 35 (3) 337-66.
- Moore, Pete W. 2004. *Doing Business in the Middle East: Politics and Economic Crisis in Jordan and Kuwait*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mufti, Malik. 1999. “Elite Bargains and the Onset of Political Liberalization in Jordan,” *Middle East Journal* 32 (1) 100-129.
- Pratt, Nicola. 2007. *Democracy and Authoritarianism in the Arab World*. Boulder: Rienner Publishers.

- Richter, Thomas. 2007. "The Political Economy of Regime Maintenance in Egypt," in Oliver Schlumberger ed. *Debating Arab Authoritarianism: Dynamics and Durability in Nondemocratic Regimes*. Stanford: Stanford University Press, 177-93.
- Schwedler, Jillian. 2007. *Faith in Moderation: Islamist Parties in Jordan and Yemen*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Shalabī, Ṣāliḥ. 2006. "Aghlabyyat al-waṭanī tamarrar qānūn ḥabas al-ṣahfyyin wasat rafaz al-ikhwān wa al-mu'araḍa." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=21827&SecID=250>), July 9, (2008年8月26日閲覧).
- . 2007a. "Inshihāb nuwāb al-Ikhwān wa al-mustaqlīn min ijtīmā'at lajnat al-ṣiyyāghāt al-dustūriyya." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=26767&SecID=250>), March 4, (2008年8月23日閲覧).
- . 2007b. "Faḍīhat al-'aghalbiyya fī majlis al-sha'ab.. tamrīr al-ta'adīlāt al-dustūriyya badūn 'ayyīt 'iqāfa." *Ikhwān Ūn Lāyn* (<http://www.ikhwanonline.com/Article.asp?ArtID=27141&SecID=250>), March 19, (2008年8月23日閲覧).
- Wiktorowicz, Quintan. 1999. "The Limit of Democracy in the Middle East: The Case of Jordan," *Middle East Journal* 53 (4) 606-620.
- . 2001. *The Management of Islamic Activism: Salafis, the Muslim Brotherhood, and State Power in Jordan*. New York: SUNY.
- . 2004. *Islamic Activism: A Social Movement Theory Approach*. Bloomington: Indiana University Press.

<日本語>

- 飯塚正人 1993. 「現代エジプトにおける2つの「イスラーム国家」論」伊能武次『中東諸国における政治経済変動の諸相』アジア経済研究所 47-74.
- 今井真士 2008. 「協定と権威主義体制の持続—比較歴史社会科学アプローチの観点からエジプトとその他中東地域の事例を用いて—」『法学政治学論究』79 67-98.
- 吉川卓郎 2007. 『イスラーム政治と国民国家：エジプト・ヨルダンにおけるムスリム同胞団の戦略』ナカニシヤ出版.
- . 2009. 「イスラーム主義運動におけるリージョンとローカリティの葛藤—ヨルダンのイスラーム行動戦線党 (IAF) の事例—」『立命館国際地域研究』29 51-67.
- 北澤義之 2008a. 「第14期ヨルダン国民下院選挙結果」『現代の中東』44 50-63.
- . 2008b. 「第15期ヨルダン下院議員選挙の特徴について」日本中東学会第24回年次大会 研究報告.
- 小杉泰 1994. 『現代中東とイスラーム政治』昭和堂.
- 鈴木恵美 2001. 「2000年エジプト人民議会選挙」『現代の中東』31 38-55.
- . 2007. 「エジプト憲法改正—ムバーラク政権のムスリム同胞団対策」『中東研究』496 73-84.
- 長沢栄治 2008. 「経済改革問題の歴史的経緯」山田俊一『エジプトの政治経済改革』アジア経済研究所 89-114.
- 日本国際問題研究所 2001. 『中東基礎資料調査—主要中東諸国の憲法—』日本国際問題研究所.
- 浜中新吾 2002. 「比較政治文化の計量的研究とパレスチナ人の政治意識」『パレスチナの政治文化』大

学教育出版 1-39.

- 2006.「中東諸国における権威主義体制の頑健性—体制変動への経路依存性アプローチによる考察—」『山形大学紀要 (社会科学)』 37(1) 35-51.
- 2007.「中東諸国における非民主体制の持続要因—レンティア国家論の計量分析—」『国際政治』 148 43-58.
- 2009.「比較政治体制理論と中東地域研究の調和と相克—エジプト・トルコ・イスラエル—」『山形大学紀要 (社会科学)』 39(2) 21-61.
- 溝渕正季 2008.「イスラーム主義運動研究と社会運動理論—資源動員論とその前後の理論史展開を中心に—」上智大学アジア文化研究所 Monograph Series No.2.
- 横田貴之 2005a.「エジプトにおける民主化運動—ムスリム同胞団とキファーヤ運動を中心に—」『中東研究』 489 37-52.
- 2005b.「2005 年エジプト大統領選挙」『中東研究』 490 68-83.
- 2006.『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』ナカニシヤ出版.
- 2007.「エジプトの民主化とイスラーム運動—ムスリム同胞団の政治参加を中心に—」『現代の中東』 42 18-39.
- 2008.「ムバーラク政権下のエジプトの政治空間における体制・反体制運動の競合—2004 年以降の民主化運動の高揚期を中心に—」日本比較政治学会 2008 年度研究大会 報告論文.

ABSTRACT

HAMANAKA Shingo

Muslim Brotherhood and Cooptation Politics

This article explores regime survival mechanism in the Middle East. Considering the inference from literature does not answer the puzzle: why do authoritarian regimes forgive the existence of oppositions and admit their political participation? Cooptation may be a key concept to solve the puzzle.

The Gandhi-Przeworski model has a game theoretic constitution with the authoritarian government and the opposition. This is a kind of style leave it or takes it offer game. The government makes an offer at first, then the opposition decides to leave it or take it.

The model gives us the three equilibria: cooperation, cooptation, and turmoil equilibrium. In the cooperation state, the opposition does not resist and accepts the offer from the government. The cooperation equilibrium is similar to the cooptation, but the government recognizes the strength of the opposition and makes a concession to it.

The author expects that cooperation is usual and cooptation equilibrium has occurred in the Middle Eastern countries in crisis. The model hypothesizes that authoritarian regimes resorted to cooptation to avert serious crises.

The article chooses a couple of cases, Jordan and Egypt, to test the above hypothesis. The case

study inquires about cooptation politics of the government for the Muslim Brotherhood, in a systematic consideration of regional as well as historical context. This Process Tracing is able to explore an intricate causal relationship among preferences of actors, in the time-series sequence of events, and the situation.

Associate Professor, Faculty of Education, Art and Science, Yamagata University
山形大学地域教育文化学部准教授